

旭川市移住支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北海道が定めるUIJターン新規就業支援事業実施要領（以下「道要領」という。）第4の1に基づく移住支援事業（以下「事業」という。）に係る移住支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 移住支援金の対象者は、道要領第5の1（1）ア及びイ、ウ、エ又はオに関する別表に定める要件を満たす者とする。ただし、道要領第5の1（1）ア（イ）a中「道内の移住支援金を支給する市町村に転入したこと。」とあるのは「旭川市に転入したこと。」と読み替えるものとする。

- 2 前項の者で、世帯向けの金額を申請する場合は、道要領第5の1（1）カの要件を満たすことを要する。
- 3 道要領第5の1（1）ア（イ）bの必要な申請開始時期は、転入後3か月を経過する日とする。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、次の各号及び細分に掲げる区分に応じて定める額とし、かつ、本市の予算の範囲内の額とする。

(1) 道要領第5の1（1）イ、ウ、オのいずれかの要件を満たした者

ア 単身の場合 60万円

イ 道要領第5の1（1）カの要件を満たす2人以上の世帯の場合 100万円。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき30万円を加算する。

(2) 道要領第5の1（1）エの要件を満たした者

ア 単身の場合 30万円

イ 道要領第5の1（1）カの要件を満たす2人以上の世帯の場合 50万円。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき30万円を加算する。

(交付の申請)

第4条 第2条に定める要件に該当し、移住支援金の申請を予定している者は、道要領第5の1（1）キ（ア）に定める書類を市長に提出するものとする。

- 2 交付対象者が、移住支援金の交付を受けようとするときは、道要領第5の1（1）キ（イ）に定める書類のほか、必要に応じて、北海道が定める地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱第8条の通知に係る書類の写しを市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該内容を審査し、予算の範囲内において移住支援金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、移住支援金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

(交付決定等の通知)

第6条 市長は、前条に規定する移住支援金の交付を決定したときは、速やかに移住支援金の交付決定額

その他決定の内容を道要領第5の1(1)キ(ウ)に定める様式により、交付対象者に通知するものとする。

2 市長は、前条に規定する移住支援金の交付をしないことを決定したときは、その旨を書面により交付対象者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 交付対象者が、前条に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容に不服があるときは、移住支援金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る移住支援金の交付の決定は、その効力を失う。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 第6条第1項の通知を受けた者が、紛失等の理由により再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願(以下「再交付願」という。)(別紙様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、再交付願の提出があった場合において、当該内容を確認し、適当と認められたときは、道要領第5の1(1)キ(オ)に定める様式により、交付対象者に交付するものとする。

(移住支援金の支払)

第9条 移住支援金は、第6条第1項の規定により交付決定額及びその他決定の内容を交付対象者に通知した後に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、道要領第5の1(2)に該当する場合のほか、移住支援金の交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、移住支援金の交付決定を取り消すものとする。

2 前項の規定による取消しについては、第6条第2項の規定を準用する。

(移住支援金の返還)

第11条 市長は、移住支援金の交付の決定を取り消した場合は、交付決定者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 前項で請求する返還の額は、道要領第5の1(2)ア及びイに基づくものとする。

(事業の遂行)

第12条 交付決定者は、移住支援金の決定の内容及びこれに付した条件を順守するとともに、移住支援金の適切な使用を確認するために市長が必要と認める場合には、関係書類の提出、個人情報の閲覧又は立入調査等に速やかに応じなければならない。

(北海道との協力体制)

第13条 本事業の実施に当たっては、情報の共有・確認、協議その他補助執行上必要な事務を北海道と相互協力するものとする。

(その他)

第14条 この要綱及び道要領に定めのあるもののほか、移住支援金の交付等に関し必要な事項は、別に

定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月9日から施行する。
- 2 令和2年4月9日より前に旭川市に転入した者については、改正後の道要領の第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月30日から施行し、同月1日から適用する。
- 2 令和3年4月1日より前に旭川市に転入した者については、改正後の旭川市移住支援金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月15日から施行し、同月1日から適用する。
- 2 令和4年4月1日より前に旭川市に転入した者については、改正後の旭川市移住支援金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日より前に旭川市に転入した者については、改正後の旭川市移住支援金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日より前に旭川市に転入した者については、改正後の旭川市移住支援金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年4月1日より前に旭川市に転入した者については、改正後の旭川市移住支援金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

下記の「支給対象者の要件」のいずれかに該当し、かつ「地域の担い手確保の要件」のいずれかに該当すること。

支給対象者の要件

区分	要件定義	確認書類
旭川市に居住経験のある者	左記区分のとおり	戸籍の附票
家業を継ぐために旭川市へ転入する者	3親等以内の直系尊属が代表を務める企業（法人・個人事業者）への就業	戸籍の附票 法人登記事項全部証明書又は個人事業の開業届出書
旭川市において、産業の創出、商店街の空き店舗有効活用の活動、朝市・マルシェへの出店活動、ボランティア、地域資源・まちなみの保全活動、まちおこし・むらおこしにつながるようなプロジェクトの企画・運営、又は協力・支援等を定期的・継続的に行っている者	左記区分のとおり ※定期的・継続的とは、直近10年間に2回以上、かつ直近3年間に1回の参加を行うことをいう	活動内容がわかる経歴書等（任意様式）
旭川市において、企業・事業所での労働（副業も含む）を定期的・継続的に行っている者	左記区分のとおり ※定期的・継続的とは、直近10年間に2回以上、かつ直近3年間に1回の参加を行うことをいう	労働先の企業や事業所が発行する証明書（任意様式）
旭川市の移住体験ツアーへの参加経験を有する者	左記区分のとおり	
旭川市の移住等相談者データベースに登録されている者	左記区分のとおり	

※全ての要件において、移住支援金の交付申請に係る関係人口要件確認書（様式6）の提出が必要

地域の担い手確保の要件

区分	要件定義	確認書類	
農林水産業に就業する者	新規就農者	左記区分のとおり	旭川市就農計画の認定書
	雇用就農者	左記区分のとおり	就業証明書
	親元就農者	左記区分のとおり	青色事業専従者給与に関する届出
	林業従事者	北海道林業事業者登録制度に登録している市内事業者に就業し、樹木の伐採・木材資源の生産・森林の維持管理等に従事する	就業証明書
家具職人	旭川家具工業協同組合に加盟している市内事業者に就業し、木工・木製品製作を行う職人として従事する	就業証明書	

デザイナー	日本標準産業分類（令和5年7月告知）のデザイン業に分類される市内事業者に就業し、クリエイティブ職として従事する	就業証明書
保育士	市内の教育・保育施設等において、幼稚園教諭または保育士として従事する	就業証明書及び下記のいずれか 幼稚園教諭免許 保育士免許
介護士	市内の介護保険施設、事業所及び有料老人ホームにおいて、介護支援専門員（ケアマネージャー）、介護福祉士、介護職員として従事する	就業証明書及び下記のいずれか 介護支援専門員証 介護福祉士登録証 介護職員初任者研修終了証明書
路線バス運転手	旭川電気軌道(株)または道北バス(株)に就業し、路線バス運転手として従事する ※就業後の免許取得も可	就業証明書
除雪重機オペレーター	申請年度又は申請年度の前年度に旭川市から除雪関係業務を委託した事業者就業し、除雪関係業務に従事する ※就業後の免許取得も可	就業証明書
システムエンジニア	日本標準産業分類（令和5年7月告知）のソフトウェア業に分類される市内事業者に就業し、情報システムに関わる業務に従事する	就業証明書
旭川市が誘致した企業に就業するもの	左記区分のとおり	就業証明書